第　７９　号

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和３年２月１８日提出

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年熊本県条例第７６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２０６条―第２１０条」を「第２０４条―第２０８条」に改める。

第３条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第３２条中「第３６条」を「第３６条第１項」に改める。

第３４条に次の１項を加える。

４　指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３４条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３４条の２　指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３５条に次の１項を加える。

３　指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はま

ん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第３６条に次の１項を加える。

２　指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第３６条の次に次の１条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第３６条の２　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

３　指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３） 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第４１条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４１条の２　指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（

テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３） 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４４条中「第３６条」を「第３６条第１項」に改める。

第４９条第１項中「第３３条」の次に「、第３６条の２」を加え、「第３６条」を「第３６条第１項」に改め、同条第２項中「第３３条」の次に「、第３６条の２」を加え、「第３６条」を「第３６条第１項」に、「第４８条第２項」を「同条第２項」に改める。

第６０条第５項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第６９条中「第７４条」を「第７４条第１項」に改める。

第７０条に次の１項を加える。

４　指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第７２条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第７３条第２項中「指定療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第７４条に次の１項を加える。

２　指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事

業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第７５条を次のように改める。

第７５条　削除

第７７条第２項第３号中「第７５条第２項」を「次条において準用する第３６条の２第２項」に改める。

第７８条中「第３７条、第３８条第１項」を「第３４条の２、第３６条の２から第３８条（第２項を除く。）まで」に、「第４１条」を「第４１条の２」に改める。

第８７条の２の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の１項を加える。

２　指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第１９４条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第１９４条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第９１条中「第９４条」を「第９４条第１項」に改める。

第９２条第２項中「指定生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第９４条に次の１項を加える。

２　指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第９５条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「及び第７５条から第７７条まで」を「、第７６条及び第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第９５条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第

５号までの規定」に改める。

第９５条の５中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に改める。

第１１０条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に改め、「、第７５条」を削り、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１１０条の４中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に改め、「、第７５条」を削る。

第１２３条中「第３５条」を「第３４条（第１項及び第２項を除く。）」に改める。

第１４９条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第１４９条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条」」を「第９４条第１項」」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１４９条の４中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に改める。

第１５８条第２項第３号中「第７５条第２項」を「第３６条の２第２項」に改める。

第１５９条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に改め、「、第７５条」を削り、「第９４条」」を「第９４条第１項」」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１５９条の４中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に改め、「、第７５条」を削る。

第１６０条中「第２０６条」を「第２０４条」に改める。

第１６３条中第４項を削り、第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。

第１７０条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の１項を加える。

２　指定就労移行支援事業者は、利用者が、第１９４条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第１９４条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第１７２条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第１７２条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条」」を「第９４条第１項」」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１８３条に次の１項を加える。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が、第１９４条の２に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第１９４条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第１８４条の２の次に次の１条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第１８４条の３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね１年に１回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第１８５条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第１８５条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１９０条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条」」を「第９４条第１項」」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１９１条第１項中「第２０６条」を「第２０４条」に改める。

第１９４条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第１９４条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第１９４条の８の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第２項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第１９４条の１２及び第１９４条の２０中「第３４条から」の次に「第３６条まで、第３７条から」を加える。

第２００条に次の１項を加える。

６　指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２０１条中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第２０１条において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第２０１条の４第４項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改め、同条第５項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第２０１条の１１中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第２０１条の１１において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第２０１条の２１に次の１項を加える。

５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２０１条の２２中「第３７条」を「第３４条の２、第３６条の２」に、「第７５条から第７７条まで」を「第７６条、第７７条」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第２０１条の２２において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第９４条中」を「第９４条第１項中」に改める。

第２０２条第１項中「及び第４項」を削り、同条第２項中「第５項」を「第４項」に改める。

第２０６条中「第２１０条」を「第２０８条」に改め、同条を第２０４条とし、第２０７条を第２０５条とし、第２０８条を第２０６条とし、第２０９条を第２０７条とする。

第２１０条第１項中「第３７条から」を「第３４条の２、第３６条の２から」に、「第６１条まで」を「第６２条まで」に改め、「第７２条まで」の次に「、第７６条」を、「第８３条」の次に「、第８８条から第９０条まで」を加え、「第９４条の」を「第９２条から第９４条までの」に、「第２１０条第１項において準用する第９１条」を「第２０８条第１項において準用する第９１条」に、「第２１０条第２項に」を「第２０８条第２項に」に、「第２１０条第３項」を「第２０８条第３項」に、「第２１０条第４項」を「第２０８条第４項」に、「第２１０条第１項において準用する次条第１項」を「第２０８条第１項において準用する次条第１項」に、「第２１０条第１項において準

用する前条」を「第２０８条第１項において準用する前条」に、「第２１０条第１項において準用する第２０条第１項」を「第２０８条第１項において準用する第２０条第１項」に、「第２１０条第２項から第５項まで」を「第２０８条第１項」に、「中「第７５条第２項」とあるのは「第２１０条第１項において準用する第７５条第２項」と、同項第４号及び第５号」を「から第５号までの規定」に、「第２１０条第１項」」を「第２０８条第１項」」に、「、第９４条」を「、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第９４条第１項」に改め、同条第２項中「第６２条、第７５条、第７６条、」を削り、「から第９０条まで、第９２条及び第９３条」を「及び第８７条」に改め、「、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第８８条第４項」及び「、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第３項中「第６２条、第７５条、第７６条、第８８条から第９０条まで、第９２条、第９３条、」及び「、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第８８条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第４項中「第６２条、第７５条、第７６条、第８８条から第９０条まで、第９２条、第９３条、」及び「、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第８８条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当福祉サービス事業所」と」を削り、同条第５項中「第６２条、第７５条、第７６条、」、「、第８８条から第９０条まで、第９２条、第９３条」及び「、第７５条第１項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」と、第８８条第４項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第９０条第２号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第９２条第２項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、「第２１０条第１項」を「第２０８条第１項」に改め、同条を第２０８条とする。

附則第５項中「平成３７年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。

附則第１３項中「２０１条の８第４項」を「第２０１条の８第４項」に、「平成３３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１４項中「平成３３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

（熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第２条　熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年熊本県条例第７７号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第５条中第２０項を削り、第２１項を第２０項とし、第２２項から第２５項までを１項ずつ繰り上げ、同条第２６項中「第２４項第４号」を「第２３項第４号」に改め、同項を同条第２５項とし、同条第２７項を同条第２６項とし、同条第２８項を同条第２７項とし、同条第２９項中「第２７項第２号」を「第２６項第２号」に改め、同項を同条第２８項とし、同条第３０項中「第２７項」を「第２６項」に改め、同項を同条第２９項とし、同条第３１項中「第２４項及び第２７項」を「第２３項及び第２６項」に改め、同項を同条第３０項とし、同条第３２項中「第２４項、第２７項及び第２８項」を「第２３項、第２６項及び第２７項」に改め、同項を同条第３１項とする。

第７条第１項中「、第２０項及び第２５項」を「及び第２４項」に改め、同条第２項中「第２１項、第２４項第４号及び第２６項」を「第２０項、第２３項第４号及び第２５項」に改める。

第１５条第１項中「平成２４年熊本県条例第７６号」の次に「。第３６条第３項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第２７条第５項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第３６条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の２項を加える。

３　指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第１９４条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第１項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第１９４条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

４　指定障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第２項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第４６条中「第５２条」を「第５２条第１項」に改める。

第４７条に次の１項を加える。

4　指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第４７条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第４７条の２　指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2　指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3　指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第４９条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

3　指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第５０条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第５２条に次の１項を加える。

2　指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第５３条に次の１項を加える。

3　指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ

なければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第５９条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第５９条の２　指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３２条の２」を「第３２条の３」に改める。

第３条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第８条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１７条第５項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第２５条に次の１項を加える。

４　療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第２５条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２５条の２　療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第２７条第２項中「療養介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第２８条に次の１項を加える。

３　療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第２章中第３２条の２を第３２条の３とし、第３２条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第３２条の２　療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとと

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３） 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第４４条の２の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年熊本県条例第７６号）第１９４条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第１９４条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第４８条第２項中「生活介護事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第５０条、第５５条及び第６０条中「第３２条の２」を「第３２条の３」に改める。

第６３条中第６項を削り、第７項を第６項とする。

第６４条第２項中「第５項まで及び第７項」を「第６項まで」に改める。

第６７条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第６９条中「第３２条の２」を「第３２条の３」に改める。

第７１条の２の次に次の１条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第７１条の３　就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、おおむね１年に１回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第８２条に次の１項を加える。

２　就労継続支援Ａ型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第８４条及び第８７条中「第３２条の２」を「第３２条の３」に改める。

第８９条第１項中「及び第６項」を削り、同条第２項中「第７項」を「第６項」に改める。

（熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７９号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第７条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１１条中第２０項を削り、第２１項を第２０項とし、第２２項を第２１項とし、第２３項を第２２項とし、同条第２４項中「第２２項第４号」を「第２１項第４号」に改め、同項を同条第２３項とし、同条第２５項を同条第２４項とし、同条第２６項を同条第２５項とし、同条第２７項中「第２５項第４号」を「第２４項第４号」に改め、同項を同条第２６項とし、同条第２８項を同条第２７項とし、同条第２９項を同条第２８項とし、同条第３０項中「第２８項第２号」を「第２７項第２号」に改め、同項を同条第２９項とし、同条第３１項中「第２８項」を「第２７項」に改め、同項を同条第３０項とし、同条第３２項中「第２２項、第２５項及び第２８項」を「第２１項、第２４項及び第２７項」に改め、同項を同条第３１項とし、同条第３３項を同条第３２項とし、同条第３４項中「第２２項各号、第２５項各号、第２８項各号及び第２９項」を「第２１項各号、第２４項各号、第２７項各号及び第２８項」に改め、同項を同条第３３項とする。

第１２条第１項中「、第２０項及び第２６項」を「及び第２５項」に改め、同条第２項中「第２１項、第２２項第４号、第２４項、第２５項第４号及び第２７項」を「第２

０項、第２１項第４号、第２３項、第２４項第４号及び第２６項」に改める。

第１９条第５項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」に改める。

第２８条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の２項を加える。

３　障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年熊本県条例第７６号）第１９４条の２に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第１項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第１９４条の３第１項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

４　障害者支援施設は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第２項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第３７条に次の１項を加える。

４　障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３７条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３７条の２　障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３９条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

る。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第４１条に次の１項を加える。

３　障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第４５条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第４５条の２　障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第５条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１４条の次に次の１条を加える。

（勤務体制の確保等）

第１４条の２　地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　地域活動支援センターは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１５条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１５条の２　地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　地域活動支援センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１６条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第１９条の２第１号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第１９条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第１９条の２　地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該地域活動支援センターにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第８１号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第６条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第１２条の次に次の１条を加える。

（勤務体制の確保等）

第１２条の２　福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　福祉ホームは、当該福祉ホームの従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　福祉ホームは、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第１３条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１３条の２　福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計

画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　福祉ホームは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１４条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第１７条の２第１号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第１７条の次に次の１条を加える。

（虐待の防止）

第１７条の２　福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該福祉ホームにおいて、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年熊本県条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（非常災害対策）」を付し、同条第１項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第１１条の２及び第１２条第３項において「障害児入所施設等」という。）を除く。以下この条及び第１２条第２項において同じ。）」を加える。

第５条の次に次の１条を加える。

第５条の２　障害児入所施設等は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

２　障害児入所施設等は、非常災害時に備えるため、避難訓練及び消火訓練にあっては毎月１回、救出訓練その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

３　障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

４　前条第３項の規定は、障害児入所施設等について準用する。

第１１条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第１１条の２　障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　障害児入所施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第１２条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該障害児入所施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第２７条第８項中「おいて同じ。）」の次に「若しくは大学院（同法第９７条に規定する大学院をいう。以下同じ。）」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」

を「これらに」に改める。

第３６条第５項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第５４条第２項第６号イ中「（学校教育法第９７条に規定する大学院をいう。以下同じ。）」を削る。

第５９条第７項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第６９条第３項中「４．３」を「４」に改め、同条第１５項中「乳幼児おおむね４人につき１人、少年おおむね５人につき１人を合計した数」を「おおむね児童の数を４で除して得た数」に改め、同項ただし書中「当該合計した」を「当該」に改め、同条第２３項中「大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第８５条第１項中「及び第５項」を「、第３項及び第６項」に改め、同条第１８項中「第１３項第５号」を「第１５項第５号」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第１７項中「第１３項第４号」を「第１５項第４号」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第１６項中「第１３項第２号」を「第１５項第２号」に、「第１４項」を「第１６項」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第１５項中「第１３項第１号」を「第１５項第１号」に改め、同項を同条第１７項とし、同条第１４項を同条第１６項とし、同条第１３項を同条第１５項とし、同条第１２項中「第７項第５号」を「第８項第５号」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１１項中「第７項第４号」を「第８項第４号」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１０項中「第７項第２号」を「第８項第２号」に、「及び第８項」を「、第９項」に改め、「機能訓練担当職員」の次に「及び第１０項の看護職員」を加え、同項を同条第１２項とし、同条第９項中「第７項第１号」を「第８項第１号」に改め、同項を同条第１１項とし、同条中第８項を第９項とし、同項の次に次の１項を加える。

１０　主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を配置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を配置しないことができる。

（１）　医療機関等との連携により、看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

（２）　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその

一環として喀痰吸引等業務を行う場合

（３）　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第８５条第７項を同条第８項とし、同条第６項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「及び第２項」を「、第２項」に改め、「機能訓練担当職員」の次に「及び第３項の看護職員」を加え、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　福祉型児童発達支援センターは、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員を配置しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を配置しないことができる。

（１）　医療機関等との連携により、看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

（２）　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。第１０項第２号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第４８条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第１０項第２号において同じ。）を行う場合

（３）　当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。第１０項第３号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第２０条第１項に規定する特定行為業務をいう。第１０項第３号において同じ。）を行う場合

第９７条第３項及び第１０５条第７項中「、大学」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

（熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第８条　熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年熊本県条例第８２号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第６条第１項第１号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法第１条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下この条、第５６条、第７３条及び第７９条において同じ。）」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の」を「又は保育士の」に改め、同条第２項中「障害児が日常生活を営むために必要な機能訓練を行う」を「、障害児が日常生活を営むために必要な機能訓練を行う」に、「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。

（１） 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

（２） 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第４項第２号及び第７３条第２項第２号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第４８条の３第１項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第４項第２号及び第７３条第２項第２号において同じ。）を行う場合

（３） 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第３条第１項に規定する特定行為をいう。次条第４項第３号及び第７３条第２項第３号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第２０条第１項に規定する特定行為業務をいう。次条第４項第３号及び第７３条第２項第３号において同じ。）を行う場合

第６条第７項を同条第８項とし、同条第６項中「第１項第１号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第１号の児童指導員又は保育士」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項第２号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第７３条において「機能訓練担当職員等」という。）を有した場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第７条第４項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。

（１）　医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

（２）　当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

（３）　当該指定児童発達支援事業所（同法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第７条第８項中「第６項」を「第７項」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第７項中「第５項第１号」を「第６項第１号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第６項中「第４項」の次に「及び第５項」を加え、同項を同条第７項とし、同項の次に次の１項を加える。

８　第５項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第２号の児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第７条第５項中「前項」を「前２項」に改め、「の各号に掲げる従業者」の次に「（第４項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第３号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の１号を加える。

（３） 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第７条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５ 前項の規定により機能訓練担当職員等を有した場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第２８条第５項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第３８条中「第４４条」を「第４４条第１項」に改める。

第３９条に次の１項を加える。

４ 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３９条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３９条の２ 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２ 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３ 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第４１条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第４２条第２項中「指定児童発達支援事業者は、」の次に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１） 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防

止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３） 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第４４条に次の１項を加える。

２ 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第４５条第１項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３） 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第４６条に次の１項を加える。

２ 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１） 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２） 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３） 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第５２条第３項中「学校教育法」の次に「（昭和２２年法律第２６号）」を加える。

第５６条第１項第１号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第３項を削る。

第７１条中「第４４条中」を「第４４条第１項中」に、「第５５条第２項第２号」を「同項第２号」に改める。

第７３条第１項第１号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第２項中「日常生活」を「、日常生活」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、看護職員を有しないことができる。

（１） 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

（２） 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の３第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

（３） 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第２０条第１項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第７３条第７項を同条第８項とし、同条第６項中「第１項第１号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第３項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第１項第１号の児童指導員又は保育士」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定により機能訓練担当職員等を有した場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第７９条第１項第１号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第３項を削る。

第８１条の３第２項中「の規定による大学の学部で」を「第１条に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは同法第９７条に規定する大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第８１条の９中「第３９条」の次に「、第３９条の２」を加える。

第８９条中「第３９条」の次に「、第３９条の２」を加え、「第４４条中」を「第４４条第１項中」に改める。

第９０条中「第６条第１項、第２項及び第４項、第７条」を「第６条第１項から第３項まで及び第５項、第７条（第５項及び第８項を除く。）」に、「第７３条第１項、第２項及び第４項」を「第７３条第１項から第３項まで及び第５項」に改め、「同条第２項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」の次に「同条第３項及び第５項中」を加え、「、同条第４項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「第５項」を「第６項」に、「同条第６項」を「同条第７項」に、「同条第７項」を「同条第９項」に、「同条第８項」を「同条第１０項」に改め、「、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と」を削り、「同条第４項中「指定放課後等デイサービス」を「同条第３項及び第５項中「指定放課後等デイサービス」に改め、同条に次の１項を加える。

２　利用定員の合計が２０人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第６条第６項及び第７３条第６項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち１人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第９条　熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年熊本県条例第８３号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第５条第１項第３号ア中「４．３」を「４」に改め、同号イ中「である乳児又は幼児（次条第５項第３号及び第５２条第１項第２号イにおいて「乳幼児」という。）の数を４で除して得た数及び障害児である少年の数を５で除して得た数の合計数」を「の数を４で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第７項中「第２項」を「第４項」に、「第３項」を「第５項」に、「第４項」を「第７項」に改め、同項を同条第８項とし、同条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

６　前項の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する大学（短期大学を除く。）若しくは同法第９７条に規定する大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第６条第５項第３号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第３７条第４項及び第５２条第１項第２号イにおいて「乳幼児」という。）」に改める。

第２１条第５項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第３４条中「第４０条」を「第４０条第１項」に改める。

第３５条に次の１項を加える。

４　指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第３５条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第３５条の２　指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第３７条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第３８条第２項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（３）　当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第４０条に次の１項を加える。

２　指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉

型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第４１条第１項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）　従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第４２条に次の１項を加える。

２　指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）　当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（２）　当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（３）　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第５７条中「第４０条中」を「第４０条第１項中」に改める。

（熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第１０条　熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成３０年熊本県条例第１９号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

（熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第１１条　熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成３０年熊本県条例第２０号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第１条」を「第３条」に、「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」を「熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に、「平成３３年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和４年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第４１条の２（新指定障害福祉サービス基準条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２、第１９４条の２０、第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２並びに第２０８条第１項において準用する場合を含む。）、第２条の規定による改正後の熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第３条第３項及び第５９条の２、第３条の規定による改正後の熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第３条第３項及び第３２条の２（新障害福祉サービス基準条例第５０条、第５５条、第６０条、第６９条、第８４条及び第８７条において準用する場合を含む。）、第４条の規定による改正後の熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新障害者支援施設等基準条例」という。）第３条第３項及び第４５条の２、第５条の規定による改正後の熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第３条第４項及び第１９条の２、第６条の規定による改正後の熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第３条第４項及び第１７条の２、第８条の規定による改正後の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第３条第４項及び第４６条第２項（新指定通所支援基準条例第５５条の６、第５９条、第７１条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）並びに第９条の規定による改正後の熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第３条第４項及び第４２条第２項（新指定入所施設基準条例第５７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　施行日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第３４条

の２（新指定障害福祉サービス基準条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第１９４条の１２、第１９４条の２０、第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２並びに第２０８条第１項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第４７条の２、新障害福祉サービス基準条例第２５条の２（新障害福祉サービス基準条例第５０条、第５５条、第６０条、第６９条、第８４条及び第８７条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等基準条例第３７条の２、新地域活動支援センター基準条例第１５条の２、新福祉ホーム基準条例第１３条の２、第７条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第１１条の２、新指定通所支援基準条例第３９条の２（新指定通所支援基準条例第５５条の６、第５９条、第７１条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設基準条例第３５条の２（新指定入所施設基準条例第５７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　施行日から令和６年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第３５条第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第４９条第１項及び第２項、第１２３条、第１９４条の１２並びに第１９４条の２０において準用する場合を含む。）、第７３条第２項及び第９２条第２項（新指定障害福祉サービス基準条例第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２及び第２０８条第１項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第５０条第２項、新障害福祉サービス基準条例第２７条第２項及び第４８条第２項（新障害福祉サービス基準条例第５５条、第６０条、第６９条、第８４条及び第８７条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等基準条例第３９条第２項、新地域活動支援センター基準条例第１６条第２項、新福祉ホーム基準条例第１４条第２項、新設備運営基準条例第１２条第３項、新指定通所支援基準条例第４２条第２項（新指定通所支援基準条例第５５条の６、第５９条、第７１条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）並びに新指定入所施設基準条例第３８条第２項（新指定入

所施設基準条例第５７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）

5　施行日から令和４年３月３１日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第３６条の２第３項（新指定障害福祉サービス基準条例第４４条第１項及び第２項、第４４条の４、第７８条、第９５条、第９５条の５、第１１０条、第１１０条の４、第１２３条、第１４９条、第１４９条の４、第１５９条、第１５９条の４、第１７２条、第１８５条、第１９０条、第１９４条、第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２並びに第２０８条第１項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第５３条第３項、新障害福祉サービス基準条例第２８条第３項（新障害福祉サービス基準条例第５０条、第５５条、第６０条、第６９条、第８４条及び第８７条において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設等基準条例第４１条第３項、新指定通所支援基準条例第４５条第３項（新指定通所支援基準条例第５５条の６、第５９条、第７１条、第７８条、第７８条の２、第８１条、第８１条の９及び第８９条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設基準条例第４１条第３項（新指定入所施設基準条例第５７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（従業者の配置の基準等に係る経過措置）

6　この条例の施行の際現に存する第７条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧設備運営基準条例」という。）第６８条第５項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第６９条第３項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

7　この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第６９条第１３項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第６９条第１５項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

8　この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第８５条第１項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第８５条第５項の規定の適用については、令和４年３月３１日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

9　この条例の施行の際現に指定を受けている第８条の規定による改正前の熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定児童発達支援事業者（以下「旧指定児

童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第６条第１項及び第６項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１０　旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第６条第３項及び第７項の規定の適用については、令和５年３月３１日までの間、同条第３項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。第７項において同じ。）」と、同条第７項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

１１　旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第７条第８項の規定にかかわらず、令和４年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１２　この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第５６条第１項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（以下「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第５６条第１項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１３　旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第５６条第３項の規定は、令和５年３月３１日までの間、なおその効力を有する。

１４　この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第７３条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（以下「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第７３条第１項及び第６項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１５　旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第７３条第３項及び第７項の規定の適用については、令和５年３月３１日までの間、同条第３項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第９０条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の過程による１２年の学校教育を修了した者（通常の過程以外の過程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。第７項において同じ。）」と、同条第７項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

１６　この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第７９条第１項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第７９条第１項の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１７　旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第７９条第３項の規定は、令和５年３月３１日までの間、なおその効力を有する。

１８　この条例の施行の際現に指定を受けている第９条の規定による改正前の熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「旧指定入所施設基準条例」という。）第５条第１項第３号アに規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第５条第１項第３号アの規定にかかわらず、令和４年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

１９　この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第５条第１項第３号イに規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第５条第１項第３号イの規定にかかわらず、令和４年３月３１日までの間は、なお従前の例による。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。